

地方議会における議長選挙の状況と今後の課題

伊籾久雄（NPO法人まちぽっとスタッフ）

地方議会における議長選出の方法については、古くは全国市議会議長会が、2003年（平成15年）4月現在における調査を実施した報告がある。今年公表された、「地方議会における議長選挙の状況」（早稲田大学デモクラシー創造研究所 議会改革度調査2025）は、都道府県議会も含めた網羅的なものであるり、この種の調査としては初めてのものかもしれない。

議長選出を巡っては、福岡県議会の議長ポストをめぐる金銭授受疑惑などが大々的に報道され、全国的に大きな関心を持たれている時期でもある。本稿では、地方議会における議長選挙がどのような意義を持つものであるのか、改めて確認するとともに、早稲田大学デモクラシー創造研究所の調査結果などを紹介しながら、今後の課題を考えたいと思う。

1. 全国市議会議長会の調査結果について

全国市議会議長会が実施した2003年（平成15年）4月現在における調査結果

区 分		立候補制を 導入している	立候補制を 導入していない	その他
5万未満 (222市)	市 数	34	171	17
	構成比(%)	15.3	77.0	7.6
5～10万 (226市)	市 数	18	197	11
	構成比(%)	7.9	87.1	4.8
10～20万 (130市)	市 数	9	114	7
	構成比(%)	6.9	87.6	5.3
20～30万 (44市)	市 数	4	36	4
	構成比(%)	9.0	81.8	9.0
30～40万 (29市)	市 数	0	27	2
	構成比(%)	0	93.1	6.8
40～50万 (18市)	市 数	0	15	3
	構成比(%)	0	83.3	16.6
50万以上 (16市)	市 数	0	15	1
	構成比(%)	0	93.7	6.2
指定都市 (13市)	市 数	1	10	2
	構成比(%)	7.6	76.9	15.3
計 (698市)	市 数	66	585	47
	構成比(%)	9.4	83.8	6.7

単に立候補制を導入しているか否かを問う形式ではあるが、指定地誌を除いて人口規模の大きい、議員数の多い都市ほど立候補制をとっていないこと、それよりもこの調査の以降、

議長の立候補制がほとんど停滞していたことを示すものではないか（本会議でも所信表明の数など）。他方で、いわゆる議会基本条例が令和 7 年（2025 年）4 月 1 日時点（施行日を基準）で、全国の 1045 自治体で施行されている（都道府県を含む）ことを考えると、慄然としてしまう。（私たちの怠慢でもある）

2. 早稲田大学デモクラシー創造研究所の調査結果

調査結果によると、**本会議**で候補者が所信やマニフェストを表明している団体数は

- ・市 63 団体
- ・町 61 団体
- ・村 3 団体 127 団体

このはかに、本会議以外（委員会、全員協議会、議会運営委員会等）で表明する場合も加えれば（下表の 2 段目）、572 団体に」なるのではなかろうか。

回答項目	全体 (%)	村 (団体数)	町 (団体数)	市 (団体数)	23区 (団体数)
議長選挙を行い、候補者がマニフェストや所信などを本会議で表明する（休憩して実施する場合は対象になりません）	9.2%	3	61	63	0
議長選挙を行い、候補者がマニフェストや所信などを本会議以外の場（委員会、全員協議会、議会運営委員会等）で表明する	32.3%	23	131	291	0
議長選挙を行い、候補者がマニフェストや所信などを表明している動画を議会のウェブサイトで配信する	10.8%	3	27	121	0
議長選挙を行い、候補者のマニフェストや所信などを議員に配布する（紙媒体）	1.6%	0	4	19	0
議長選挙を行い、候補者のマニフェストや所信などを議会のウェブサイトで公開する	3.0%	0	12	29	0
議長選挙を行い、候補者のマニフェストや所信などの表明に対して、議員が質問できる	5.8%	4	20	55	0
議長選挙は行わない	0.6%	2	4	0	1
該当するものはない	55.9%	62	273	371	22

都道府県議会では

- ・本会議での所信表明 0 団体
 - ・動画配信 0 団体
 - ・紙による資料配布 0 団体
 - ・ウェブサイトでの公開 0 団体
 - ・本会議以外での所信表明 3 団体
 - ・候補者への質疑 2 団体
 - ・「該当するものはない」 42 団体
- （複数回答の重複には注意が必要）

早稲田大学デモクラシー創造研究所が、「本会議で候補者が所信やマニフェストを明らか

にすることを重視しているのは、次に諸点を重視しりからである。

《総括コメントの要点》

- 議長は単なる議事進行役ではない。民主的意思決定機関の最高責任者。
- 執行機関の長である首長は、自らの理念や政策、公約を住民に示し、住民の選択によって選ばれる。

一方、二元代表制の一翼を担う議会のリーダーである議長は、多くの場合、その理念や目指す議会像が十分に示されないまま選出されている。

- これからの議長選挙に求められるのは、投票方法を公開することだけではない。候補者が理念や政策、目指す議会像を明らかにし、議員はその理念に基づいて判断し、住民に対して「なぜその候補者を選んだのか」説明できること。

さらに同研究所は、議長選挙の透明化は、全国に一様に広がっているというより「北海道・東北から関東・甲信越」にかけて複数の先行議会が連なっているという仮説は立てられるのではないか、として次の議会を上げている。(今後、検証が必要)

- ・北海道：登別市、栗山町、下川町、芽室町、清水町、新十津川町など
- ・岩手県：奥州市、滝沢市、二戸市、大槌町、金ケ崎町など
- ・宮城県：蔵王町、角田市、柴田町、大河原町など
- ・茨城県：常陸太田市、つくば市、石岡市など
- ・千葉県：船橋市、我孫子市、佐倉市、野田市、流山市など
- ・新潟県：妙高市、阿賀野市、阿賀町、長岡市、新発田市など
- ・長野県：安曇野市、松本市など

■北海道・東北では、都市部だけでなく町村議会にも取組みが広がっている点が特徴的

■所信表明だけでなく、動画配信、資料公開、質疑などを組み合わせる議会も多い

3. 今後の課題

全国的にももちろん課題があるが、とりわけ東京を問題にしたい。東京都をはじめ特別区では立候補制をとっているところはないからである。多摩地域の市部でも早稲田大学デモクラシー創造研究所では1つも名前が出てこない。しかし、多摩市議会では立候補制を取り本会議で質疑が行われている。それは議長候補の所信表明と（副議長は割愛）と正副議長の選出を報告した多摩・生活者ネットワークのHPを読めば分かることである。

いずれにしても、議会議長選挙については東京が最も遅れていることは明らかである。立候補制をとるだけでなく、本会議場での所信表明、紙による資料配布、議員との質疑応答、ウェブサイトでの配信などを通じて、議長選挙の透明化と市民への説明責任を果たすことが求められる。

当面の焦点は福岡県議会における議長選出である。本来は議会を解散して議員選挙からや

り直すべきである。思い返せば、1965 年東京都議会の黒い霧解散も議長を巡る金銭授受問題が発端であった。福岡県議会がどのような判断を示すのか、注目される。

<参考資料>

- 議長の選出方法及び任期について（全国市議会議長会）

https://www.si-gichokai.jp/research/jittai/file/h14_07.pdf

- 議会基本条例 （一社）地方自治研究機構 （令和 8 年 5 月 1 5 日更新

https://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/034_council_basic_ordinance.htm

- 地方議会における議長選挙の状況

早稲田大学デモクラシー創造研究所 議会改革度調査 2025

問 30『議長選挙のあり方について』より

[Maniken パワポ_テンプレート](#)

- 令和 7 年 5 月 1 6 日 多摩市議会議長選挙 三階 道雄 議員

所信表明の概要 令和 7 年 5 月 1 6 日 多摩市議会議長選挙 三階 道雄 議員

多摩市議会 HP

https://www.city.tama.lg.jp/_res/projects/default_project/_page/_001/006/576/gichoushoshin.pdf

- 新しい正副議長でどう変わる！？多摩市議会臨時議会

2025 年 5 月 19 日 多摩・生活者ネットワーク議会報告

<https://tama.seikatsusha.me/blog/2025/05/19/6497/>